

公立大学法人横浜市立大学「100周年記念事業サポーター」設置要綱

制定 令和6年9月1日

(設置)

第1条 寄附獲得や創立100周年に向けた機運醸成を促進することを目的に、公立大学法人横浜市立大学「100周年記念事業サポーター」(以下「サポーター」という。)を設置する。

(活動内容等)

第2条 サポーターは、前条の目的を達成するため、日ごろの生活の中で無理なく出来る範囲で次の各号に掲げる活動ができる。

- (1) 寄附獲得に関すること。
- (2) 卒業生連携強化に関すること。
- (3) その他、本要綱の目的に資する施策・取組の推進に関すること

2 公立大学法人横浜市立大学(以下「大学」という。)は、前項の活動に資するため、次に掲げるものをサポーターに提供することができる

- (1) サポーターの称号を付した名刺
- (2) 寄附パンフレット

3 サポーターは、1年に1回、年度終了後速やかにメール等で活動の状況を報告する。ただし、緊急案件については、速やかに報告する。

4 サポーターの活動に際して、交通費等の経費は支給しない。また、活動中の事故について、大学側に明らかな過失が認められない場合はサポーターの自己責任とする。

(任期)

第3条 サポーターの任期は、認定の日から1年とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、サポーターから別段の意思表示がない限り、認定期間を1年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 大学は、サポーターが第2条に規定する活動ができなくなったとき、又はその他特別の理由があると認めるときは、サポーターを解任することができる。

(認定)

第4条 サポーターの認定を希望する者(以下「認定希望者」という。)は、大学に参加申込書(第1号様式)を提出する。

2 大学は、前項の申込書の提出があった場合は、その内容を審査し、適切であると認めるときは、認定申込書(第1号様式)に受領日と番号を記載し、その写しを交付する。

3 大学は、前項の規定による審査の結果、不適切であると認めるときは、認定申込書(第1号様式)に不認定であることを示し、その写しを交付する。

4 サポーターは、第1項の申込書の内容に変更があった場合は、速やかに大学に連絡するものとする。

5 サポーターは、認定を辞退する場合は、大学に速やかに連絡する。

6 大学は、サポーターが次の各号のいずれかに該当する場合(第2号から第5号までにあっては、サポーターの活動に係るものに限る。)は、その認定を取り消すことができる。

- (1) サポーターから前項の辞退の連絡があったとき。

- (2) 法令に違反する行為が認められたとき。
- (3) 公序良俗に反する行為が認められたとき。
- (4) 虚偽や制度の悪用による本学への迷惑行為が認められたとき。
- (5) 特定の個人、団体等に対する誹謗中傷があったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、大学がサポーターとして適切でないと認めるとき。

(守秘義務)

第5条 サポーターは、この要綱に基づく活動において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

その職を退いた後も同様とする。

(個人情報の保護)

第6条 サポーターは、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いにあたっては、個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(免責事項)

第7条 サポーターが第2条各号に規定する活動の範囲を逸脱する行為又は第4条第6項各号に掲げる行為を行ったことにより第三者に損害等を与えた場合は、当該がすべての責任を負うこととし、本学はその賠償の責めを負わない。

附 則

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

公立大学法人横浜市立大学「100周年記念事業サポーター」参加申込書

公立大学法人 横浜市立大学 宛

下記の留意事項を理解したうえで、公立大学法人横浜市立大学「100周年記念事業サポーター」への参加を申し込みます。

申込日	年 月 日		
ふりがな			
氏名			
卒業年・学部	年 3月	卒業	
住所	〒	名刺への印刷	<input type="checkbox"/> 希望する
電話番号	(自宅・携帯)		<input type="checkbox"/> 希望しない
E-Mail			<input type="checkbox"/> 希望する
備考	<input type="checkbox"/> 希望しない		

大学は記載された個人情報を本サポーター制度の運営のためのみに使用します。

＜申込に際しての留意事項＞

- 公立大学法人横浜市立大学「100周年記念事業サポーター」の活動は、大学が支給する名刺と寄附パンフレットを用いて、大学への寄附の呼びかけ等を行っていただきます。大学職員として雇用するものではありません。
- 名刺や寄附パンフレットの支給は、年間50枚までとします。
- 活動に際して、大学職員の同行など相談があればご連絡ください。
- 活動に際して、大学の品位を傷つける言動を行わないようお願いします。状況によっては、大学は100周年記念事業サポーターへの参加を取り消すことがあります。
- 活動に際して、交通費等は各自の負担でお願いします。また、事故があった場合、大学側に明らかな過失が認められない場合は本人の自己責任となります。
- 活動実績の有無に問わらず、1年に1回、年度終了後速やかにメール等で大学に活動状況の報告をお願いします。緊急案件については、速やかに報告をお願いします。
- 100周年記念事業サポーターの任期は、2028年末日までを想定しています。

大学使用欄（ここから下には記入しないでください）

令和 年 月 日 受領
(第 号)

連絡先 横浜市立大学 基金担当

045-787-2447

kifu@yokohama-cu.ac.jp